

鈴鹿市公告第8号

鈴鹿市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

なお、当市の住民は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年2月26日から令和8年3月16日までこれを申し出ることができる。

令和8年1月26日

鈴鹿市長 末松則子

1 鈴鹿市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

令和8年1月26日から令和8年2月25日まで

2 鈴鹿市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先並びに異議の申出先

鈴鹿市産業振興部農林水産課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は市の定める所定の様式を用いること。

意見書には住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者氏名及び電話番号）を必ず記載すること。

意見書は書面によるものとし、提出先に直接持参、郵送（〒513-8701鈴鹿市神戸一丁目18番18号）、又はファクシミリ（059-382-7610）を送付することにより受け付けるものとする。

4 異議の申出方法及び申出に当たっての留意事項

異議の申出は書面によるものとし、申出先に直接持参し、又は郵送（〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号）することにより申し出ること。

異議申出の手続については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の再調査の請求に関する規定を準用するものとする。